

平成29年12月31日

『宗教年鑑 平成29年版』掲載の宗教統計調査の結果を公表します

文化庁では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を掲載した『宗教年鑑 平成29年版』を取りまとめましたので、「第2部 宗教統計」より、主な結果をお知らせします。

【調査の主な結果】

(宗教法人数)

平成28年12月31日現在

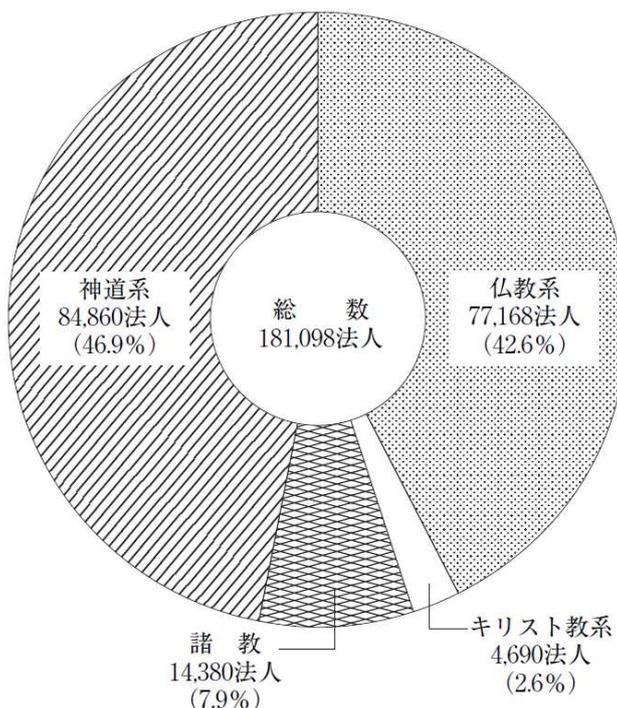
所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単位宗教法人			合 計
			被 包 括 宗教法人	単 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	124	24	71	95	219
	仏 教 系	157	172	132	304	461
	キリスト教系	64	43	215	258	322
	諸 教	29	26	54	80	109
	計	374	265	472	737	1,111
都道府県知事所轄	神 道 系	6	82,775	1,990	84,765	84,771
	仏 教 系	11	74,276	2,588	76,864	76,875
	キリスト教系	7	2,811	1,621	4,432	4,439
	諸 教	1	13,931	369	14,300	14,301
	計	25	173,793	6,568	180,361	180,386
合 計		399	174,058	7,040	181,098	181,497

○ 全ての宗教法人数は、181,497 法人（前回（※）181,645 法人から△148 法人の減）。

※前回調査は、平成27年12月31日現在。

- ・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,111 法人（前回1,101 法人から10 法人の増）、都道府県知事所轄は180,386 法人（前回180,544 法人から△158 法人の減）。
- ・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は399 法人（前回と同じ）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は181,098 法人（前回181,246 法人から△148 法人の減）。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数（平成 28 年 12 月 31 日現在）



- ・ 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 174,058 法人（前回 174,275 法人から△217 法人の減）、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,040 法人（前回 6,971 法人から 69 法人の増）。
- ・ 「包括宗教法人」のうち、神道系は 130 法人、仏教系は 168 法人、キリスト教系は 71 法人、諸教は 30 法人（各系統とも前回と同じ）。
- ・ 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,860 法人、仏教系は 77,168 法人、キリスト教系は 4,690 法人、諸教は 14,380 法人。
（前回、神道系 84,909 法人から△49 法人の減、仏教系 77,232 法人から△64 法人の減、キリスト教系 4657 法人から 33 法人の増、諸教 14,448 法人から△68 法人の減）

（教師数）

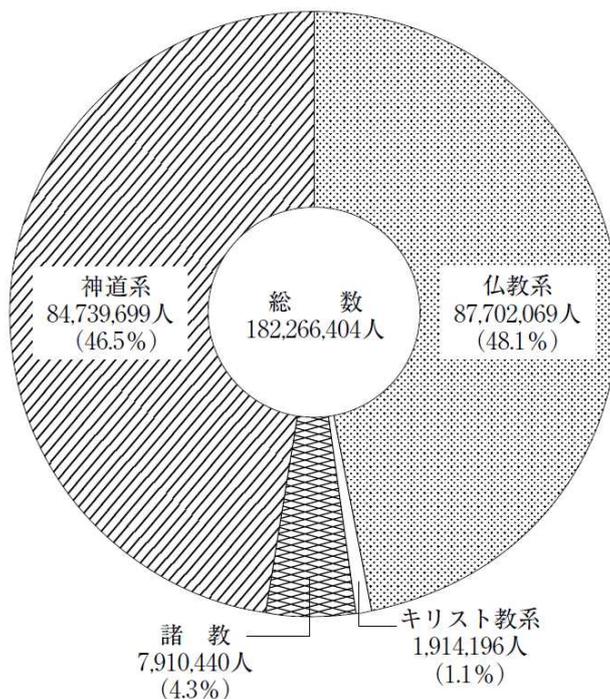
- 全ての教師数は、650,679 人（前回 655,891 人から△5,212 人の減）。このうち外国人は、4,164 人（前回 4,365 人から△231 人の減）。
- ・ 性別は、男性は 315,244 人（前回 324,635 人から△9,391 人の減）、女性は 335,435 人（前回 331,256 人から 4,179 人の増）。
- ・ 教師のうち、神道系は 76,358 人、仏教系は 345,934 人、キリスト教系は 30,586 人、諸教は 197,801 人。
（前回、神道系 79,352 人から△2,994 人の減、仏教系 344,005 人から 1,929 人の増、キリスト教系 29,971 人から 615 人の増、諸教 202,563 人から△4,762 人の減）

※ 教師は、それぞれの宗教団体が決める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

(信者数)

○ 全ての信者数は、182,266,404人（前回 188,892,506人から△6,626,102人の減）。

我が国の信者数（平成28年12月31日現在）



- ・ 信者のうち、神道系は84,739,699人、仏教系は87,702,069人、キリスト教系は1,914,196人、諸教は7,910,440人。
（前回、神道系89,526,176人から△4,786,477人の減、仏教系88,719,287人から△1,017,218人の減、キリスト教系1,928,079人から△13,883人の減、諸教8,718,964人から△808,524人の減）。

※ 信者は、各宗教団体で称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体で定められ、その数え方もおのおの独自の方法及とられています。

【担当】
文化庁文化部宗務課調査係
電 話：03-5253-4111（代）
F A X：03-6734-3819